

社会福祉法人佐貫会

確定拠出年金手当および確定拠出年金退職金に関する規程

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本規程は、老後の生活の安定を図ることを目的として、社会福祉法人佐貫会（以下「佐貫会」という。）の福利厚生制度である確定拠出年金手当制度および確定拠出年金退職金制度について定めるものである。

（適用範囲と適用期間）

第 2 条 本規程は、佐貫会を適用事業所とした役員、パートタイマー、嘱託職員を除く 65 歳未満の厚生年金保険被保険者（以下「職員」という）に適用する。

2 職員は佐貫会に採用され、佐貫会を適用事業所とする厚生年金被保険者となった日に本規程の適用を開始する。

3 職員は次の各号に定める日の翌日に本規程の適用を終了する。

（1）65 歳に達した日（65 歳の誕生日の前日）の属する月の末日

（2）前号以外の理由により退職した日

（3）第 1 項に定める適用範囲に該当しなくなった日（ただし、第 1 号に定める場合を除く）

4 本規程の適用対象となる期間（以下「適用期間」という。）の算定は月単位で行うものとし、本規程の適用を開始した月から本規程の適用が終了した月の前月までをこれに算入する。

5 本規程の適用を開始した月と同月に適用が終了した者は、本規程の適用開始日に遡り本規程が適用されなかったものとみなす。

第 2 章 確定拠出年金手当

（確定拠出年金手当の設定）

第 3 条 佐貫会は、職員に対して、適用期間の各月について、45,000 円を確定拠出年金手当として設定する。

2 無給の休職期間、育児休業、出生時育児休業および介護休業の期間については確定拠出年金手当を設定しない。

3 勤続 3 年以上の職員は確定拠出年金手当を上限として 1,000 円単位で確定拠出年金の掛金の上乗せ金額を選択出来る（以下、選択金という）。

（65 歳以上の職員に対する取り扱い）

第 4 条 65 歳に達したことにより本規程の適用が終了した職員に対しては、前条に規定する確定拠出年金手当を給与と併せて支給する。

（65 歳以降に入社した職員に対する取り扱い）

第 5 条 65 歳以降に入社した職員に対しては、第 3 条に規定する確定拠出年金手当を給与と併せて支給する。

第 3 章 確定拠出年金退職金

(確定拠出年金退職金の加入者資格取得)

第6条 職員は、適用期間について、別に定める社会福祉法人佐貫会企業型年金規約（以下「規約」という。）に基づく確定拠出年金制度の加入者（以下「加入者」という。）となる。

- 2 加入者は、第2条第3項各号の定めに基づき本規程の適用が終了された場合を除き、任意で加入者の資格を喪失することはできない。

(確定拠出年金掛金の拠出)

第7条 加入者は、適用期間の各月について、各適用期間の翌月25日（金融機関の休業日の場合は前営業日）に確定拠出年金専用の口座（以下「口座」という。）に佐貫会から確定拠出年金の掛金の拠出を受ける。

- 2 確定拠出年金の掛金の額は、以下確定拠出年金基準給与の100%とする。

確定拠出年金基準給与	選択金に確定拠出年金退職金（10,000円）を加算した額
------------	------------------------------

- 3 無給の休職期間、育児休業、出生時育児休業および介護休業の期間については拠出を中断する。
- 4 各月において、確定拠出年金手当から選択金を控除した額は、各月における給与支給日に確定拠出年金手当前払金として給与と併せて支給するものとする。
- 5 第2項に定める選択の変更は、加入者となることを申出た日以降原則毎年4月に行うものとする。

(運用の方法の選択)

第8条 加入者は、第7条の定めにより毎月口座に拠出される掛金及び口座に積立てられた積立金について、第9条に基づく老齢給付金の受給あるいは第10条に基づく資産の移換又は脱退一時金の受給が完了するまで、規約に基づき予め提示された金融商品のうち一つ以上を選択し、資産の運用を行うものとする。

- 2 前項の金融商品は、規約に基づき随時変更できるものとする。

(60歳到達以降により加入者資格を喪失した場合の取扱い)

第9条 加入者は、加入者資格喪失時の通算加入者等期間(※)に基づき、下表に従い一時金、年金又はその併用により老齢給付金を請求することができる。

通算加入者等期間	老齢給付金請求可能年齢
10年以上	満60歳以上 満75歳未満
8年以上10年未満	満61歳以上 満75歳未満
6年以上8年未満	満62歳以上 満75歳未満
4年以上6年未満	満63歳以上 満75歳未満
2年以上4年未満	満64歳以上 満75歳未満
1ヶ月以上2年未満	満65歳以上 満75歳未満

(※) 確定拠出年金法(以下「法」という。)第33条及び第54条に定める通算加入者等期間を指す。

- 2 老齢給付金を年金として受給する場合の受給期間は、規約に基づき5年から20年までの期間又は終身年金の中から選択できる。
- 3 老齢給付金を一時金、年金の併給により受給する場合は、一時金受給と年金受給との割合を選択できる。
- 4 75歳に到達するまでは資産の運用を継続することができ、75歳までに老齢給付金の受給方法を選択しなかった場合は、一時金受給しかできない。
- 5 第1項に掲げる者であって60歳以上75歳未満のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となった日(2以上あるときは当該日のうち、最も早い日(企業型年金の個人別管理資産に係る脱退一時金の支給を受けたとき、当該資産を移換したとき、その他の当該日を適当でないと厚生労働大臣が認める場合にあっては、当該場合に係る日を除く)。ただし、企業型年金加入者となった日が60歳に到達した日前である場合にあっては、当該者が60歳に達した日)から起算して5年を経過した日から記録関連再委託先運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができる。

(60歳未満で加入者資格を喪失した場合の取扱い)

第10条 加入者は、第2条第3項第2号の定めにより加入者資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。以下この条において同じ。)、次項に定める脱退一時金を請求する場合を除き、法及び付随する政省令等(以下、法と付随する政省令等を併せて「法令等」という。)並びに規約の定めに基づき、他の確定拠出年金制度又は確定拠出年金以外の他の制度等へ口座の資産を移換するものとする。

- 2 前項の定めに関わらず、加入者は、第2条第3項第2号の定めにより加入者資格を喪失した場合、規約及び国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)の制定する個人型確定拠出年金規約(以下「個人型規約」という。)に定める要件を満たした場合に限り、規約又は個人型規約に基づき脱退一時金を請求することができる。
- 3 加入者が第2条第3項第2号の定めにより加入者資格を喪失した月の翌月から6ヶ月間、第1項又は前項の手続きを取らなかった場合、法令等及び規約の定めに基づき、連合会へ口座の資産を自動的に移換するものとする。

(障害給付金)

第 1 1 条 加入者が規約に定める所定の障害状態になった場合は、規約に基づき障害給付金を請求することができる。

(死亡一時金)

第 1 2 条 加入者が死亡した場合は、規約に基づきその遺族は死亡一時金を請求することができる。尚、死亡一時金を請求できる遺族の範囲とその順位は規約の定めるところによる。

(確定拠出年金制度管理費用の負担)

第 1 3 条 確定拠出年金制度を管理運営するために必要な費用のうち、次の各号に定める費用に関しては、規約の定めに基づき加入者が負担する。

- (1) 規約に定める運用指図者になった場合に係る制度管理費用
- (2) 本制度から他の確定拠出年金制度又は確定拠出年金以外の他の制度等へ資産の移換を行う場合に係る費用
- (3) 年金あるいは一時金の給付に係る費用
- (4) 自己の選択した運用商品に係る費用

(制度の運営)

第 1 4 条 佐貫会の確定拠出年金制度の運営管理機関は富国生命保険相互会社とし、資産管理機関はみずほ信託銀行株式会社とする。

(その他の事項)

第 1 5 条 確定拠出年金に関して、本規程に定めのない事項については、規約、個人型規約及び法令等の定めるところによる。

附則

(施行日)

第 1 条 本規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(適用に係る経過措置)

第 2 条 本規程の施行日における従業員に関しては、本則第 2 条第 2 項の定めに関わらず本規程の施行日より本規程の適用を開始し加入者となる。